

大阪高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国（阿倍野税務署長）

平成27年11月27日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成27年3月13日判決、本資料265号－43・順号12626）

判 決

控訴人（原告）	甲
控訴人（原告）	乙こと
	乙
控訴人（原告）	丙
控訴人（原告）	丁
控訴人（原告）	戊
控訴人（原告）	A
上記6名訴訟代理人弁護士	廣田 稔
被控訴人（被告）	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	阿倍野税務署長
	今村 里枝
被控訴人指定代理人	白井 知己
同	小銭 慎司
同	松山 修
同	田中 雅紀
同	松本 正信
同	安田 里佳子

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 阿倍野税務署長が平成21年4月24日付けで控訴人甲に対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格4億5899万3000円、納付税額1億3121万0800円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分については、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

- 3 阿倍野税務署長が平成21年4月24日付けで控訴人乙こと乙に対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格1億8667万1000円、納付税額5336万3100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 4 阿倍野税務署長が平成21年6月18日付けで控訴人丙に対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格1億8667万1000円、納付税額5336万3100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 5 阿倍野税務署長が平成21年4月24日付けで控訴人丁に対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格1億8667万1000円、納付税額5336万3100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 6 阿倍野税務署長が平成21年4月24日付けで控訴人戊に対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格1億8667万1000円、納付税額5336万2700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 7 阿倍野税務署長が平成21年4月24日付けで控訴人Aに対してした平成19年1月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格2億5090万7000円、納付税額7172万5900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも、平成21年9月9日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成19年1月●日に死亡した亡BことB（以下「亡B」という。）の共同相続人である控訴人らが、亡Bに係る相続税の申告をしたところ、それぞれ、阿倍野税務署長から更正処分（以下、併せて「本件各更正処分」という。）及び加算税の賦課決定処分（以下、併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）を受け、大阪国税局長に異議申立てをしたところ、本件各処分の一部を取り消す旨の決定（以下、併せて「本件各異議決定」という。）を受け、国税不服審判所長に審査請求をしたところ、審査請求を棄却する旨の裁決（以下、併せて「本件各裁決」という。）を受けたことから、被控訴人に対し、本件各異議決定による一部取消後の本件各処分（本件各更正処分については控訴人らの各主張額を超える部分に限る。）の取消しを求めた事案である。
- 2 関係法令の定め
原判決「事実及び理由」第2の1を引用する。
- 3 前提となる事実
原判決「事実及び理由」第2の2を引用する。
- 4 課税の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張
原判決「事実及び理由」第2の3を引用する。
- 5 争点及び当事者の主張
 - (1) 原判決の引用
後記(2)のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の4を引用する。
 - (2) 控訴人の付加主張

- ア 本件 J 不動産は、亡 B が、原資を拠出して取得した上、控訴人甲に贈与したものである。
- イ 本件山林等に係る固定資産税は I が納付していたから、不動産登記簿に所有者として登記されている I が所有者である。
- ウ 本件貸金業は平成 10 年頃に亡 B から I に承継されたから、本件山林等は、I が本件貸金業の事業主体として取得したものである。
- エ 本件貸金業は I に承継されたのであるから、本件 Q 名義預金は、I の財産であり、本件相続の開始時において亡 B に帰属していなかった。
- オ 本件 Q 名義預金は、大阪国税局の調査担当者が作成した確認書において、控訴人 I に贈与されたことが確認されている。
- カ 本件各甲名義預金の原資を亡 B が出捐したとしても、亡 B が控訴人甲に贈与したものである。
- キ 本件 V 株式の原資を亡 B が出捐したとしても、亡 B が控訴人甲に贈与したものである。
- ク 本件 N 出資者名簿には I 及び控訴人甲が株主（社員）として記載されているから、本件 N 出資は、I 及び控訴人甲に帰属する。
- ケ 亡 B の d に対する債権は、I に無償譲渡され、本件 d 約定書により 28 億円の代物弁済として b が e ゴルフ場を取得したことにより消滅しており、本件 b 売買契約書は預託金返還請求対策のために作成された仮装の文書である。
- コ 仮に、本件 b 貸付金及び本件 b 未収金が存在し、本件相続の開始時において、亡 B に帰属していたとしても、当該貸付金債権は、平成 17 年 4 月 25 日付けの債権放棄通知書により、5 億円を残して債権放棄された。
- サ 亡 B に対する債務を一切認めない h 管財人が、その支払のための 1000 万円の送金を認めるはずはなく、この 1000 万円を含む 2567 万 1860 円が、別件損害賠償訴訟における裁判上の和解の和解条項第 3 の 2 の和解金（甲 21）となった。
- シ 本件 h 貸付金は、h 管財人から否認され、これを 0 円とする査定を認可する判決が確定しているから存在しない。
- ス 債権放棄通知書により、本件 P 貸付金は放棄され、本件 N 貸付金は亡 B から P に無償譲渡されたから、本件相続の開始時においては、いずれも亡 B に帰属していなかった。
- セ 仮に、本件各甲名義預金に係る口座が亡 B に帰属するとしても、上記各出金分については、控訴人甲に贈与されたものである。
- ソ 本件亡 B 名義定期預金口座については I が亡 B から使用を許されていたから、その贈与を受けたものというべきである。
- タ 亡 B に支払うべき役員報酬は、全て I から m に交付されており、本件 I 預け金は存在しない。

第 3 当裁判所の判断

1 原判決の引用

当裁判所も、原判決と同様に、控訴人らの請求をいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、後記 2 のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第 3 を引用する。控訴人が当審で提出した証拠を検討しても、上記判断を左右しない。

2 付加説明

- (1) 本件 J 不動産（原判決別紙 3 順号 1、2）について

ア 原判決説示のとおり、本件 J 不動産については、平成 9 年 3 月●日付けで控訴人甲を所有者とする所有権移転登記がされているものの、その競落のための手続は、亡 B の指示により、亡 B が事業主体であった K の従業員が行い、その取得原資も亡 B が拠出している上、亡 B が、控訴人甲に相談することなく K の事務所として使用し、亡 B が、同不動産について、固定資産税を負担し、所得税の申告に当たって減価償却費を計上しているから、本件 J 不動産を実質的に取得したのは亡 B であったと認めるのが相当である。

そして、その後、亡 B が同不動産を控訴人甲その他の者に譲渡したことをうかがわせる事情は認められないし、これを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、本件 J 不動産については、不動産登記簿に所有者として登記されている控訴人甲ではなく、亡 B に帰属するというべき特段の事情があると認められ、亡 B を本件相続の開始時における所有者と認定すべきである。

イ 控訴人らは、本件 J 不動産は、亡 B が、原資を拠出して取得した上、控訴人甲に贈与したものであると主張する。

しかし、原判決説示のとおり、亡 B が本件 J 不動産を控訴人甲に贈与したことをうかがわせる事情は認められないし、これを認めるに足りる証拠もない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(2) 本件山林等（原判決別紙 3 順号 3～17）について

ア 原判決説示のとおり、本件山林等については、いずれも、I 又は控訴人甲を根抵当権者とする根抵当権設定登記がされ、平成 13 年 5 月、売買を原因とし、所有者を I とする所有権移転登記がされているところ、上記根抵当権設定登記が本件貸金業に係る貸付金の担保のためにされたものであり、上記所有権移転登記は、当該貸付金の回収のために実質は代物弁済を原因としてされたものである上、本件貸金業の事業主体はもともと亡 B であり、I はその従業員であったこと等からすれば、本件山林等については、不動産登記簿に所有者として登記されている I ではなく、亡 B に帰属するというべき特段の事情があると認められ、亡 B を本件相続の開始時における所有者と認定するのが相当である。

イ 控訴人らは、本件山林等に係る固定資産税は I が納付していたから、不動産登記簿に所有者として登記されている I が所有者であると主張する。

しかし、仮にそのような事情があるとしても、原判決の認定する本件山林等の取得経緯等に照らすと、上記認定を覆すに足りない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

ウ 控訴人らは、本件貸金業は平成 10 年頃に亡 B から I に承継されたから、本件山林等は、I が本件貸金業の事業主体として取得したものであると主張し、これに沿う I の供述（甲 34、原審証人 I）がある。

しかし、原判決説示のとおり、I の上記供述は、I が亡 B から承継した顧客、貸付金債権の範囲等の点において曖昧である上、平成 10 年頃以降も、本件貸金業に係る所得については亡 B が申告していた一方、I はこれを申告していないこと、亡 B の名義で貸付けや債権放棄等が行われていること、I が K から利益の増減と無関係に一定額の給与の支給を受けていることと矛盾する。

また、原判決説示のとおり、亡 B は、同年頃以前においても本件貸金業に関して従業員である I や控訴人甲の名義を使用し、他方、同年頃以降も、I や控訴人甲の名義の不動産に係

る譲渡所得について、Iや控訴人甲は単なる名義人であり真の取得者・譲渡者は亡Bである旨の書面を添付して確定申告を行うなどしているものであり、このように、同年頃の前後を通じて、Iらの名義を頻繁に借用していたことは、亡Bが一貫して本件貸金業の事業主体であったことを推認させるものというべきである。

そして、I自身が、別件訴訟において、自らが社長になった後もKの経営はワンマンオーナーである亡Bの意向次第であり、自らに決定権はなかった旨の供述をしていること（乙200）等をも考慮すれば、本件貸金業を同年頃に亡Bから承継した旨のIの上記供述は信用することができず、仮に、Iが同年頃以降、Kの社長を名乗り、本件貸金業に関しその名義を使用することがあったとしても、同年頃に本件貸金業が亡BからIに承継されたということとはできない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

（3）本件Q名義預金（原判決別紙3順号18）について

ア 原判決説示のとおり、本件Q名義預金は、Q名義の預金口座に係るものではあるが、同人はIの親族である上、同口座は、亡Bの指示によりIが開設し、その後、本件貸金業の貸付先であると認められるSからの受取利息が入金され、亡Bがこれを自らの売上げとして税務申告していること等に照らすと、本件貸金業の事業用の預金口座であるといえる。

以上に、本件貸金業の事業主体が亡Bであったことを考え併せると、同口座に係る預金については、同口座の名義人がQであり、Iが同口座の通帳及び印鑑を保管していたとしても、亡Bに帰属していたといえる。

イ 控訴人らは、本件貸金業はIに承継されたのであるから、本件Q名義預金は、Iの財産であり、本件相続の開始時において亡Bに帰属していなかったと主張する。

しかし、原判決説示のとおり、Iが平成10年頃に本件貸金業を亡Bから承継したとはいえず、本件貸金業の事業主体は、本件相続の開始時まで一貫して亡Bであったというべきである。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

ウ 控訴人らは、本件Q名義預金は、大阪国税局の調査担当者が作成した確認書において、控訴人Iに贈与されたことが確認されていると主張する。

しかし、原判決説示のとおり、上記確認書は、I又は控訴人甲が、本件係争財産の一部について、亡Bから贈与を受けたものと認識している旨を大阪国税局長宛てに申し出るものにはすぎないから、調査担当者がその文案を作成したからといって、本件Q名義預金が亡BからIに贈与されたということとはできない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

（4）本件各甲名義預金（原判決別紙3順号19、20）について

ア 原判決説示のとおり、本件甲名義預金（R信用金庫）に係る預金口座は、亡Bの指示によりKの従業員が開設の手続をしたものであり、同口座には、亡Bから多額の資金が入金されている上、同口座から引き出された多額の現金が亡B名義の株式の購入に充てられているのであるから、同口座の名義人が控訴人甲であることを考慮しても、亡Bに帰属すると認めるのが相当である。

また、本件甲名義預金（T銀行）に係る預金口座は、亡Bの指示により控訴人甲が開設の手続をしたものであり、同口座には、亡Bから多額の資金が入金されている上、上記のとお

り亡Bに帰属すると認められる本件甲名義預金（R信用金庫）に係る預金口座の資金によって購入されたU株式の配当金や同株式の売却代金に由来する金員が入金されているのであるから、同口座の名義人が控訴人甲であることを考慮しても、亡Bに帰属すると認めるのが相当である。

イ 控訴人らは、本件各甲名義預金の原資を亡Bが出捐したとしても、亡Bが控訴人甲に贈与したものであると主張する。

しかし、原判決説示のとおり、控訴人甲は、亡Bによる本件各甲名義預金に係る各預金口座の預金の出入金の指示を拒むことができず、同口座の預金を自由に処分する権限を有していなかったというべきであるから、同口座に入金された亡Bの資金が控訴人甲に贈与されたと認めることはできない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

（5）本件V株式（原判決別紙3順号21）について

ア 原判決説示のとおり、本件V株式は、控訴人甲名義の証券総合取引口座を利用して取得され、控訴人甲名義とされているが、亡Bに帰属していたと認められる本件甲名義口座（T銀行）から出金された資金が取得原資であり、その購入手続は亡Bの指示により控訴人甲が行っている上、上記証券総合取引口座も亡Bの指示により開設されたものであるから、亡Bに帰属すると認めるのが相当である。

イ 控訴人らは、本件V株式の原資を亡Bが出捐したとしても、亡Bが控訴人甲に贈与したものであると主張する。

しかし、原判決説示によれば、控訴人甲は、亡Bの指示により、亡Bに帰属する資金で本件V株式の取引を行ったものにすぎず、同株式を自由に処分する権限を有していなかったというべきであるから、同株式が控訴人甲に贈与されたと認めることはできない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

（6）本件N出資（原判決別紙3順号25）について

ア 原判決説示のとおり、Hは、㊸から融資を受けてパチンコ店の土地建物を取得し、N（有限会社W）を設立して、その代表取締役として上記パチンコ店を経営していたが、平成5年に、㊸に対する債務を免れる一方で、Nの取締役を辞任しており、他方、その際、亡B、I、控訴人A、控訴人甲及び控訴人戊がNの取締役（Iは代表取締役）に就任し、I、控訴人A、控訴人甲及びNが㊸等から合計17億円の融資を受けた上、上記土地建物が、I、控訴人A及び控訴人甲の共有名義とされ、上記各融資に関して根抵当権設定登記がされているところ、上記事実によれば、Hは、当初、Nの持分全部を保有していたが、平成5年に、㊸に対する債務を免れるのと引き換えに、上記持分全部を譲渡したものだといえる。そして、上記のとおり、㊸からの新たな借入やパチンコ店の土地建物の取得は、I、控訴人A及び控訴人甲の名義で行われているが、亡Bは、上記債務について連帯保証人となっている上、その後、上記土地建物の登記名義を取得するとともに、Nに対する上記債権を買い取り、I、控訴人A及び控訴人甲の上記各債務の少なくとも大部分を弁済するなどしているのであるから、以上に、HをNの経営から排除することを決めたのが亡Bであること、Nの平成13年9月期から平成16年9月期までの各法人税の確定申告書には、亡Bが全持分を保有する株主（社員）である旨を記載した株主明細書が添付されていること等をも考え併せると、平成5年にHからNの持分を譲り受けたのは、実質的には亡Bであったと認めるのが相当である。

そして、その後、上記持分が譲渡されたことをうかがわせる事情は認められないから、本件N出資は、本件相続の開始時において、亡Bに帰属していたものというべきである。

イ 控訴人らは、本件N出資者名簿にはI及び控訴人甲が株主（社員）として記載されているから、本件N出資は、I及び控訴人甲に帰属すると主張する。

しかし、株式（持分）の帰属の認定に当たっては、その名義のみならず、取得の経緯、原資の出捐や管理運用による利得収受の状況、名義人と原資出捐者や利得者との関係等を総合考慮して判断する必要があるところ、取得の経緯や原資の出捐状況等に照らすと、本件N出資が亡Bに帰属していたといえることは、原判決説示のとおりである。

また、本件N出資者名簿には、平成9年10月3日現在の出資者としてI（口数5500口）及び控訴人甲（同4500口）が記載されているが、この記載は、平成13年9月期から平成16年9月期までの各法人税の確定申告書に添付された株主明細書の記載と矛盾しており、信用することができないし、平成17年9月期及び平成18年9月期の各法人税の確定申告書には株主明細書が添付されておらず、平成19年9月期の法人税の確定申告書には、I及び控訴人甲が株主（社員）である旨を記載した株主明細書が添付されているが、亡Bは、平成17年7月6日に入院して以降、会話も筆談もできない状態となっていたところ、上記各確定申告書は、上記入院後に作成、提出されたものであり、I等による偽装の可能性を否定できないから、上記認定を左右しない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

（7）本件O株式（原判決別紙3順号26）について

原判決説示のとおり、亡Bは、Zの発行済株式総数の8割を保有する株主であったaに対し、本件貸金業に関し、多額の債権を有していたところ、亡Bがパチンコ店の土地建物を購入する旨の契約書をaと作成し、その後、a関係者らがZの取締役等を辞任して本件貸金業の従業員であるIが代表取締役となるなどし、上記土地建物についてaからIに対する所有権移転登記がされ、Zの商号が本件貸金業の屋号（K）の一部を含むもの（株式会社O）に変更された上、亡Bのa株式会社に対する債権が放棄されているといえるから、a及びa関係者らが保有していたO（Z株式会社）の株式は、本件貸金業に関し、亡Bが取得したものと認めるのが相当である。

そして、その後、上記株式が譲渡されたことや、増資時に亡B以外の者によって払込みがされたことをうかがわせる事情は認められないから、本件O株式は、本件相続の開始時において、その全部が亡Bに帰属していたものというべきである。

（8）本件b貸付金（原判決別紙3順号27）及び本件b未収入金（原判決別紙3順号35）について

ア 原判決説示のとおり、亡Bは、d又はその代表取締役であったfに対し、本件貸金業に関し、多額の貸付金債権を有していたところ、b及びdは、dが亡Bに対して負っていた23億円の債務をbが債務引受けする旨の合意を含む本件b売買契約書を作成しており、bは、同契約書の内容に沿う経理処理や法人税の申告をしているから、同契約書に係る債務等に関するbの経理処理の内容は、おおむね、事実関係に即した正確なものであるといえることができる（ただし、長期借入金についてgからの未収入金1億6565万4370円と対当額で相殺する処理については、同処理がされた事実はないというべきである。）。

そうすると、本件相続の開始時において、亡Bは、bに対し、長期借入金28億1500

万 3 5 3 7 円（残高 2 6 億 4 9 3 4 万 9 1 6 7 円及び上記相殺処理に係る 1 億 6 5 6 5 万 4 3 7 0 円の合計額）及び短期借入金 3 8 0 1 万 3 0 2 0 円の合計 2 8 億 5 3 0 1 万 6 5 5 7 円の貸付金債権（本件 b 貸付金）並びに 1 億 6 5 6 7 万 5 2 4 1 円の未収入金債権（本件 b 未収入金）を有していたものと認めることができる。

イ 控訴人らは、亡 B の d に対する債権は、I に無償譲渡され、本件 d 約定書により 2 8 億円の代物弁済として b が e ゴルフ場を取得したことにより消滅しており、本件 b 売買契約書は預託金返還請求対策のために作成された仮装の文書であると主張し、これに沿う I の供述（甲 3 4、原審証人 I）もある。

しかし、原判決説示のとおり、I は、平成 7 年 3 月 3 1 日付けの本件 d 約定書により d に対する債権が消滅したことを前提としながら、その後の平成 1 0 年頃に本件貸金業を承継した際に当該債権を亡 B から取得したとしており（原審証人 I）、債権取得の経緯に関する供述が不自然である。また、本件 b 売買契約書に、クラブハウス内の食堂等の経営を委託していた業者の立退きという、当時、現実の問題とされていた事項に関する合意が含まれていることや、同契約書作成後に、e ゴルフ場の物件について、亡 B を権利者とする極度額 4 0 億円の根抵当権設定仮登記がされていることからすると、同契約書が仮装の文書であるとはいえない。そして、本件 d 約定書が作成された当時、亡 B は d 又は f に対して 2 8 億円を上回る額の債権を有していたものと推認され、仮に同約定書が e ゴルフ場の経営権等を b に譲渡することにより 2 8 億円の債務を消滅させる趣旨であったとしても、これによって債務が完済されたとは考えにくいこと等の事情をも考慮すると、I の上記供述は信用することができない。

なお、控訴人らは、既に e ゴルフ場を取得している b が、更に 2 3 億円の債務引受けをするはずがないなどと主張するが、本件 d 約定書は f による e ゴルフ場の経営権等の買戻しを予定しており、e ゴルフ場の物件について、本件 d 約定書の作成日付当日の設定を原因として、権利者を I、債務者を d とする極度額 4 0 億円の根抵当権設定仮登記がされていること等に照らすと、同約定書は、実質的には、本件貸金業に係る d に対する貸付金の担保の趣旨で作成されたものであるとみることができるから、同約定書により、亡 B が e ゴルフ場の経営権等を完全に取得したものであることはできないし、上記のとおり、亡 B の d 又は f に対する貸付金は、2 8 億円を上回っていたものと推認されるところ、b は、㊸等にも多額の債務を負っており、その経営権等の取得のみで貸付金を回収できるとは限らないから、さらに、d が亡 B に対して負っていた債務を明確にし、これを b に債務引受けさせることにより、亡 B が b の他の債権者と対等に b から貸付金を回収し得るようには合理性があったというべきである。そうすると、本件 b 売買契約書が、本件 d 契約書と矛盾し、経済的な合理性を有しない文書であるということとはできない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

ウ 控訴人らは、仮に本件 b 貸付金及び本件 b 未収金が存在し、本件相続の開始時において、亡 B に帰属していたとしても、当該貸付金債権は、平成 1 7 年 4 月 2 5 日付けの債権放棄通知書により、5 億円を残して債権放棄されたと主張する。

しかし、原判決説示のとおり、b に対する債権放棄通知書は、同年 9 月 3 0 日に送付されたものであり、その頃に作成されたものと推認されるところ、当時、亡 B は、会話も筆談もできない状態となっており、債権放棄について具体的な意思表示をすることができなかった

ものといえるから、これが亡Bの意思に基づくものであるということはいえない。

控訴人らは、仮に、同日頃の亡Bの判断能力に問題があったとしても、債権放棄自体はそれ以前の正常な時に行われており、上記通知書はこれを文書化したものにすぎないし、少なくとも、常日頃の亡Bの意思に合致しているから、債権放棄は有効であると主張するが、原判決説示のとおり、採用することができない。そして、他に、亡Bが入院以前に本件b貸付金及び本件b未収入金に係る債権放棄をし、又はIによる債権放棄が亡Bの意思に合致していたというべき事情は認められない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(9) 本件h貸付金（原判決別紙3順号28）について

ア 原判決説示のとおり、亡Bは、平成8年に合計13億円をiに貸し付けており、iは、平成11年8月9日頃、控訴人甲から13億円を借り受けた旨を記載した本件i金銭消費貸借契約書を作成し、㊤ゴルフ場の物件に設定された極度額15億円の根抵当権について、同日譲渡を原因として根抵当権者を控訴人甲とする根抵当権移転及び同日変更を原因として債務者をiとする根抵当権変更の各付記登記がされていたところ、亡B及びhは、平成16年1月22日、hがiの亡Bに対する債務（上記根抵当権に係る債務）に関して元本10億円及び年6%の利息について重疊的に債務引受けをする旨の本件h債務引受契約を締結し、亡Bは、iに対して13億円を貸し付け、その後、当該貸付金を担保するため、控訴人甲名義で根抵当権を取得するなどした上、平成16年1月22日、上記13億円のうち10億円及びこれに対する平成11年8月9日から支払済みまで年6分の利息について、hに重疊的債務引受けをさせたものといえる。

また、原判決説示のとおり、hは、亡Bに対し、平成16年4月30日から平成17年6月30日までの間、原判決別紙4のとおり合計1000万円を支払い、これに応じて、同額をiからの借入金元本から減額する経理処理を行っていることからすると、上記1000万円は、亡Bのhに対する上記債権の元本に充当されたものといえる。

そうすると、本件相続の開始時において、亡Bは、hに対し、原判決別紙4のとおり、元本9億9000万円及び利息4億4299万0349円の合計14億3299万0349円の貸付金債権（本件h貸付金）を有していたものといえる。

イ 控訴人らは、亡Bに対する債務を一切認めないh管財人が、その支払のための上記1000万円を認めるはずはなく、この1000万円を含む2567万1860円が、別件損害賠償訴訟における裁判上の和解の和解条項第3の2の同額の和解金（甲21）となったと主張する。

しかし、原判決説示及び証拠（甲21）によると、上記和解金は、Iの更生会社株式会社㊤との委任契約上の債務不履行に関するものであること、上記和解金は、h管財人が上記更生会社から不正に流出したと主張していた金額と合致すること、別件損害賠償責任訴訟において亡Bに対する上記1000万円の送金についての責任は追及されていなかったことからすると、hの亡Bに対する上記1000万円の送金が上記和解金に含まれているとはいえない。

したがって、控訴人の主張を採用することができない。

ウ 控訴人らは、本件h貸付金は、h管財人から否認され、これを0円とする査定を認可する判決が確定しているから存在せず、本件h貸付金の存在を前提とする課税処分には瑕疵があ

ると主張する。

しかし、原判決説示のとおり、上記判決は、本件h貸付金が平成21年1月22日の経過により時効消滅したことに基づいて上記判断をしているが、本件相続の開始時には上記消滅時効は完成しておらず、また、h管財人は、平成22年7月6日、別件異議の訴えの口頭弁論期日において上記時効を援用しているのであるから、本件各処分時点においても、消滅時効の効果は確定的に生じていなかったものといえる。そうすると、その後の時効完成、援用によって本件h貸付金が後発的・遡及的に消滅したとしても、これによって、本件相続の開始時に亡Bに帰属していたことが否定されるものではなく、本件各処分の適法性が影響を受けるものではないといえる。

また、上記判決は、本件h債務引受契約が取締役会の承認のない利益相反行為で無効であるとの傍論としての説示をしているが、本件h債務引受契約は、hとその取締役であった亡Bとの間の取引に当たるところ、当該取引についてhの取締役会の承認があったとはいえないものの、上記承認を欠く取引は、絶対的に無効となるものではなく、当該取締役がその無効を主張することは許されないと解すべきであるから、当該会社から無効の主張がされない限りは有効なものとして取り扱われるというべきであり、課税処分時点において当該主張がない限り、当該取引を前提とする課税処分に瑕疵はないといえる。そうすると、本件各処分時点においてhが本件h債務引受契約の無効を主張していたとは認められない以上、仮に上記契約について上記承諾が必要であるとしても、控訴人らが本件各処分に関して当該契約の無効を前提とする主張をすることはできないものというべきである。

したがって、控訴人の主張を採用することができない。

(10) 本件P貸付金（原判決別紙3順号29）及び本件N貸付金（原判決別紙3順号30）について

ア 原判決説示のとおり、Pは、平成17年9月22日、亡Bに帰属する預金口座から出金された合計2億5720万6000円を受領し、これを亡Bからの長期借入金として経理処理しているのであるから、亡Bは、同日当時、Pに対し、同額の貸付金債権を有していたといえる（なお、上記出金等は亡Bの意思に基づかないものである可能性が高いが、仮にそのような事情があったとすると、亡Bは、Pに対して同額の不当利得返還請求権を取得したといえる。）ところ、その後、これが弁済等によって消滅したとはいえないし、Nは、同月30日現在で、亡Bに対し、借入金3億6318万6956円及び未払金2億0735万8608円の合計5億7054万5564円の債務を負っていた旨の経理処理をしているから、亡Bは、同日当時、Nに対し、同額の貸付金債権を有していたといえる。そうすると、本件相続の開始時点において、亡Bは、Pに対する2億5720万6000円の貸付金債権（本件P貸付金）及びNに対する5億7054万5564円の貸付金債権（本件N貸付金）を有していたといえる。

イ 控訴人らは、債権放棄通知書により、本件P貸付金は放棄され、本件N貸付金は亡BからPに無償譲渡されたから、本件相続の開始時点においては、いずれも亡Bに帰属していなかったと主張する。

しかし、原判決説示のとおり、上記債権放棄通知書は、亡Bが入院した後の平成17年10月11日頃に作成されたものと推認されるところ、当時、亡Bは、会話も筆談もできない状態となっており、債権放棄や債権の無償譲渡について具体的な意思表示をすることができ

なかったものと認められるから、上記債権放棄通知書が亡Bの意思に基づくものであるとはいえない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(11) 本件S手形債権（原判決別紙3順号31）について

原判決説示のとおり、Iは、Sとの間で、IがSに貸付金債権を3億円で売る契約をし、Sが振り出した同額の約束手形を受領しているが、本件貸金業に係る貸付元帳には、上記約束手形に係る記載があるから、Sへの上記債権譲渡は、本件貸金業の事業の一環としてされたものといえるところ、本件貸金業の事業主体は、亡Bであったといえるから、Sに貸付金債権等を売り、その振り出した約束手形を取得したのは、実質的には、亡Bであるというべきである。

以上によれば、本件S手形債権は、本件相続の開始時において、亡Bに帰属していたといえる。

(12) 本件甲債権（原判決別紙3順号32）について

ア 原判決説示のとおり、本件各甲名義預金に係る預金口座は亡Bに帰属し、控訴人甲は、平成17年10月から平成18年12月までの間、同預金口座から合計2億8340万0305円を出金し、これを自己の投資信託等の購入や国外の親族に対する送金に当てて、同額の利益を得たものであるところ、亡Bは、平成17年7月6日に入院して以降、会話も筆談もできない状態となっており、財産の処分について具体的な意思表示をすることができなかつたものといえるから、控訴人甲による上記各出金は、いずれも亡Bに無断で行われたものといえる。そうすると、控訴人甲は、法律上の原因なく上記金額の利得を受け、その反面、亡Bは同額の損失を被ったものといえ、かつ、控訴人甲は、上記のとおり法律上の原因がないことにつき悪意であったというべきである。

したがって、亡Bは、本件相続の開始時において、控訴人甲に対し、原判決別紙5のとおり、上記金額の不当利得返還請求権及びこれに対する民法所定の年5分の割合による利息請求権を有していたと認められる。

イ 控訴人らは、仮に、本件各甲名義預金に係る口座が亡Bに帰属するとしても、上記各出金分については、控訴人甲に贈与されたものであると主張する。

しかし、原判決の説示のとおり、上記各出金の当時、亡Bは、財産の処分について具体的な意思表示をすることができなかつたものといえるし、上記入院以前に亡Bが上記各出金について承諾していたことをうかがわせる事情があるとはいえないから、上記贈与を認めることはできないし、これを認めるに足りる証拠もない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(13) 本件I債権（原判決別紙3順号33）について

ア 原判決説示のとおり、本件亡B名義普通預金口座及び本件亡B名義定期預金は亡Bに帰属し、Iは、平成17年7月13日に本件亡B名義定期預金口座を解約してその解約返戻金5998万7217円を妻である控訴人戊名義の定期預金とし、平成18年10月3日に本件亡B名義普通口座から出金した1億円をP及びNに貸し付けて、これらの合計1億5998万7217円の利益を得たといえるところ、亡Bは、平成17年7月6日に入院して以降、会話も筆談もできない状態となっており、財産の処分について具体的な意思表示をすることができなかつたものといえるから、Iによる上記の解約及び出金は、いずれも亡Bに無断で行われたものといえる。そうすると、Iは、法律上の原因なく上記金額の利得を受け、その

反面、亡Bは同額の損失を被ったものといえ、かつ、Iは、上記のとおり法律上の原因がないことにつき悪意であったものというべきである。

したがって、亡Bは、本件相続の開始時において、Iに対し、原判決別紙6のとおり、上記金額の不当利得返還請求権及びこれに対する民法所定の年5分の割合による利息請求権を有していたといえる。

イ 控訴人らは、本件亡B名義定期預金口座についてはIが亡Bから使用を許されていたから、その贈与を受けたものというべきであるし、本件亡B名義定期預金についてはIが本件貸金業を承継した際に譲り受けたものであるから、いずれもIに帰属すると主張する。

しかし、原判決説示のとおり、Iが平成10年頃に本件貸金業を亡Bから承継したとはいえず、本件貸金業の事業主体は本件相続の開始時まで一貫して亡Bであったというべきであるところ、以上によれば、Iが、亡Bから、本件亡B名義普通預金口座及び本件亡B名義定期預金口座に係る預金債権の贈与を受けたり、譲り受けたものとはいえないし、これを認めるに足りる証拠もない。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(14) 本件I預け金（原判決別紙3順号34）について

ア 原判決説示のとおり、Iは、平成17年8月から平成18年12月までの間に亡Bが受け取るべきN、O及びPからの役員報酬合計5597万2400円を預かり、そのうち1903万4300円を入院中の亡Bに付き添っていたmに渡したものの、残りの3693万8100円を亡Bに渡していないといえる。そうすると、亡Bは、本件相続の開始時において、Iに対し、同額の預け金を有していたものというべきである。

イ 控訴人らは、亡Bに支払うべき役員報酬は、全てIからmに交付されており、本件I預け金は存在しないと主張する。

しかし、原判決説示のとおり、N、O及びPが平成17年8月から平成18年12月までの間に亡Bに支給した役員報酬の金額は、給与支払明細書に記載され、同記載内容は、Nの平成18年9月期並びにO及びPの平成18年3月期の各法人税の確定申告書に添付された役員報酬等の内訳書の記載とも合致するところ、上記各記載があるにもかかわらず、現実にはこれらの役員報酬が支給されていないことをうかがわせる事情があるとはいえない。以上に、Iが、大阪国税局の調査担当者に対し、本件I預け金の存在を前提に、亡Bからその贈与を受けたものと認識している旨を申し出ていることをも考え併せると、本件I預け金が存在するものといえる。

したがって、控訴人らの主張を採用することができない。

(15) 控訴人のその余の主張を検討しても、原判決「事実及び理由」第3説示及び前記（1）ないし（14）説示における判断を左右しない。

3 まとめ

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 林 圭介
裁判官 杉江 佳治
裁判官 久末 裕子